

2020年3月

お客さま各位

甲府信用金庫

外国送金取引規定の改定のお知らせ

当金庫では、「民法の一部を改正する法律」および「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応等のため、2020年4月1日（水）に外国送金取引に係る規定を改定いたします。主な改定内容は以下のとおりです。

「民法の一部を改正する法律」関連

18.（規定の変更等）【新設】

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応関連

3.（送金の依頼）【追加】

- (3) 送金の依頼を受付けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達防止に関連する法目的を達成するために、当金庫は送金依頼人に、送金目的、送金内容に関する説明ならびに関係資料、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めることがあります。

4.（送金委託契約の成立と解除等）【変更】

- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当金庫が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当金庫から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当金庫は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど、送金が外国為替法及び外国貿易法（以下「外国為替法」といいます。）や米国財務省外国資産管理室による規制（以下「OFAC規制」といいます。）その他日本及び外国の外国送金関連法規に違反するとき、国際連合等の国際的な制裁対象に該当するとき、または直接的もしくは間接的に関与している（またはその可能性がある）とき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - ③ 送金が犯罪等の法令違反や不正な行為にかかわるものであるとき、またはそのようなものに抵触するおそれがあると当金庫が認めるとき
 - ④ 理由の如何にかかわらず、関係銀行において支払指図の仲介または銀行間における送金資金の決済ができないとき

5.（支払指図の発信等）【追加】

- (2) 当金庫は送金実行のために、日本および関係各国の法令・勧告・慣習、外国送金のシステム（スイフト等）が求める要件、および関係銀行所定の手続き等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 送金依頼書に記載された明細（インターネットを利用した送金依頼の場合は伝送されたデータの明細）② 取引整理番号、依頼人の口座番号・顧客番号、およびその他送金依頼人本人を特定する番号等③ 受取人の口座番号・住所、取引参照番号、その他受取人を特定する情報 |
|--|

12.（関係銀行等からの照会）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 支払指図実行時の事前確認ならびに支払指図に基づき受取人への支払が行われた後も、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の防止、経済制裁の確実な履行その他の観点から、送金依頼内容、送金依頼人や送金受取人について関係銀行から照会があった場合、当金庫は送金依頼人に連絡しますので、すみやかに回答してください。また、回答にあたっては、関連書類の提出をお願いすることがあります。(2) 前項の関係銀行からの照会内容によっては、送金依頼人に連絡することなく、当金庫限りで第3条3項により提示を受けた資料ならびに説明により確認した記録を提供・回答することがあります。(3) 前2項のほか、日本および海外の関係各国の法令等にしがって、管轄権を有する政府その他関係各国の権限ある公的機関から開示を要求された場合は、当金庫は送金依頼人に連絡することなく送金依頼人の情報を開示します。(4) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 |
|--|

改定後の外国送金取引規定は当金庫ホームページのトップ画面「こうしんについて」各種規定に掲載いたします。

以上